（別紙２）

再　評　価　調　書

Ⅰ 事業概要	
事 業 名	都市公園事業
地 区 名	名古屋都市計画緑地第 11 号大高緑地
事業箇所	名古屋市緑区
事業のあらまし	大高緑地は、市街化が進展した名古屋市緑区にあって、貴重な緑豊かな大規模公園（広域公園）である。 当公園は、公園中央付近に位置する大芝生広場を中心に、サッカーなどができる多目的広場、バーベキューができるデイキャンプ場、ゴーカートの走る交通公園、水泳場、全天候型テニスコート１４面、野球場４面、花木園の他、平成 28 年 7 月には民間活力を活用した新しい公園施設「ディノアドベンチャー名古屋」がオープンするなど、多種多様なスポーツレクリエーション空間や憩いの場となっており、家族連れを中心に県民の多様なレクリエーション等に広く利用されている。 また、近年、日本の各地で災害が発生しており、改めて災害時における公園緑地の機能・役割の重要性が認識されている中、当公園も県地域防災計画において、広域防災活動拠点等として指定されており、防災上重要な役割を担っている。 さらには、NPO 等との協働による竹林の整備、花木の手入れ、里山整備、自然観察会の開催等による様々な交流で地域活力を生み出す場となっている。 計画面積は 121.2ha であり、この内 106.6ha が供用され約 88%の事業進捗である。今後も計画的かつ着実に事業を進めていく予定である。
事業目標	【達成（主要）目標】 ◇自然とのふれあいの場、憩いの場及び交流の場の創出 ◇レクリエーション・健康づくりの場の創出 ◇広域防災活動拠点、広域避難場所として必要となる防災機能の確保

計画変更の推移			前々回評価時 (H20)	前回評価時 (H25)	今回再評価時 (H30)	変動要因の分析
	事業期間		S27～H28	S27～H33	S27～H35	事業期間の延長
	事業費（億円）		162.0	162.0	162.0	変更なし
	経費内訳	工事費	73.0 億円	73.0 億円	73.0 億円	変更なし
		用補費	89.0 億円	89.0 億円	89.0 億円	変更なし
		その他	―	―	―	―
	事業内容		広域公園の整備 事業規模：121.2ha 【主な施設】 ◇園路 ◇広場 ◇休憩所 ◇児童園 ◇プール ◇野球場 ◇テニスコート ◇交通公園 ◇花木園 ◇植栽 ◇緑のﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ ◇こども広場 ◇デイキャンプ場 ◇多目的広場 ◇駐車場	広域公園の整備 事業規模：121.2ha 【主な施設】 ◇園路 ◇広場 ◇休憩所 ◇児童園 ◇プール ◇野球場 ◇テニスコート ◇交通公園 ◇花木園 ◇植栽 ◇緑のﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ ◇こども広場 ◇デイキャンプ場 ◇多目的広場 ◇駐車場	広域公園の整備 事業規模：121.2ha 【主な施設】 ◇園路 ◇広場 ◇休憩所 ◇児童園 ◇プール ◇野球場 ◇テニスコート ◇交通公園 ◇花木園 ◇植栽 ◇緑のﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ ◇こども広場 ◇デイキャンプ場 ◇多目的広場 ◇ﾃﾞｨﾉｱﾄﾞﾍﾞﾝﾁｬｰ ◇駐車場	

Ⅱ 評価

①事業の必要性の変化

1) 必要性の変化

【前々回評価時（平成 20 年度）の状況】

- ランドサットデータに基づく、愛知県内の都市計画区域内の緑被地の面積は平成４年から平成 16 年の 12 年間で 9,596ha 減少している。一方、都市公園面積は平成６年度から平成 18 年度までのデータで 1,154ha の増加にとどまり緑地全体の減少には追いつかない状況であり、都市内における緑地の価値はますます高まっている。
- 地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などが求められるなか、公園緑地に対する社会的なニーズは非常に高まっている。
- 少子高齢社会・バリアフリー社会を背景に、様々な世代の利用やライフスタイルに対応する多様な施設整備のニーズが一層高まってきている。

【前回評価時（平成 25 年度）の状況】

- ＣＯＰ10 の名古屋開催を契機に、県民の地球温暖化防止、生物多様性の保全に対する意識の高まりから、公園施設に対しても装置的な施設から自然と触れ合う施設へのニーズが高まってきている。
- さらに東日本大震災以降、災害時における公園緑地の機能・役割の重要性が改めて認識されている。
- また、平成 22 年度末には、公園東側に国道 302 号が開通し、国道から直接大高緑地にアクセスができるよう、進入園路や駐車場を確保する必要がある。

【今回再評価時（平成 30 年度）の状況】

- 平成 26 年度に当公園においてボランティア活動（例：草花植栽、樹林地整備、観察会開催）を行っている団体等を構成員とする「大高緑地コレカラ談話会」が設立された。
  多くの県民が関わる協働作業により、公園がより利用しやすく、魅力ある公園づくりが求められている。
- 平成 28 年度には民間活力を導入した遊戯施設（ディノアドベンチャー名古屋）が新しく整備され、平成 30 年 7 月末には累計入場者数が 30 万人を超えるなど、家族が楽しめるレクリエーションの場となっている。
- 公園の役割において、昨今の日本各地での豪雨による土砂災害などの発生により、これまで以上に、災害時の防災機能を確保することの必要性が増しており、公園整備の目的の一つとして認識されている。
- 県地域防災計画において、広域防災活動拠点として必要としている面積は 10ha 以上であるが、現在、樹林地や斜面以外（野球場や駐車場など）で広域防災活動拠点として活用できる面積は約 6.7ha であるため、駐車場等の整備を 3.3ha 以上行うなど計画どおりの公園整備を継続して進め、10ha 以上の面積を確保することが必要となっている。

【変動要因の分析】

公園周辺は、市街化の進展により、利用できるまとまった土地の確保ができないため、必要な防災機能の確保には、計画どおりの整備を行い、これまでと同様、事業を継続する必要がある。

判定

判定	
B	A： 前回評価時に比べ必要性が増大している。 B： 前回評価時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C： 前回評価時に比べ必要性が著しく低下している。

【理由】

自然との触れ合いやレクリエーションへのニーズが引き続き高いことから、これらの施設整備を進めることが必要である。さらに、災害時の公園として必要な防災機能を確保することの必要性が改めて認識されているため、前回評価時と同様に必要性は高い。

②事業の進捗状況及び見込み

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		S27	～	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
工種区分	調査・設計	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→		
	用地補償	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→		
	工事		←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
	◇園路		←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
	◇多目的広場		←	→															
	◇交通公園		←	→															
	◇水泳場		←	→															
	◇テニスコート		←	→															
	◇野球場		←	→															
	◇デイキャンプ場		←	→				↔											
	◇こども広場														←	→			
	◇北東部樹林地										←	―	→						
	◇駐車場																	←	→
事業費（億円）	前回計画								12.8					35.3					
	実績	113.8							4.9										
	今回計画	113.8							4.9					42.6					0.7

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗状況	
	計画【①】	実績【②】	達成率(%)【②÷①】	計画【③】	進捗率(%)【②÷③】
面積(ha)	121.2	106.6	88.0%	121.2	88.0%
事業費(億円)	162.0	118.7	73.3%	162.0	73.3%
工事費	73.0	69.1	94.7%	73.0	94.7%
用補費	89.0	49.6	55.7%	89.0	55.7%
その他					

【施工済みの内容】

・ 平成 29 年度末の時点で、全体の公園区域（約 121.2ha）の内、平成 27～29 年度にかけて園路広場の整備が進み、約 6ha が追加開園されたことにより、106.6ha を供用開始している。（このうち防災活動拠点として活用できる面積は、約 6.7ha。）

【事後評価に準ずるフォローアップ】

■利用者数

年々増加傾向にあり、近年では年間 1,600 千人超で推移しており、県営都市公園の中で最も利用者が多い公園となっている。

H24	H25	H26	H27	H28	H29
1,464 千人	1,605 千人	1,541 千人	1,671 千人	1,760 千人	1,683 千人

2) 未着手又は長期化の理由

・ 未取得の用地について、移転先の確保などの問題で、用地交渉が難航しているため、事業が長期化している。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

・ 移転先の確保などの問題があり、これまで用地交渉が進んでない状況となっている。

【今後の見込み】

・ 継続的に未取得用地の確保を 行うことにより、平成 35 年度の完成とする。

判定

B

A： これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。

B： 次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）

- ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- ・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- （○）・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。

C： 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

・ 阻害要因はあるものの、継続的に用地交渉を行い、用地取得、その後の施設整備を推進することで、ほぼ計画どおりの完成の見込みがある。

③事業の効果の変化

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）の変化

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析の算定基礎となった要因変化の有無】
- 事業期間の延長
- 社会経済環境の変化（ゾーン内人口の増減、新規の競合公園の開設等）の反映
- 大規模公園費用対効果分析手法マニュアルの改訂

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】
- 本事業の費用便益比は１５．８６（≧１．０）であり、事業効果が期待できる。

区分			前々回評価時（基準年：H20）	前回評価時（基準年：H25）	今回再評価時（基準年：H30）	備考
費用（億円）	事業費		280	350	735	・事業期間の延長 ・マニュアル改訂による評価期間の延長
	維持管理費		264	330	608	
	合計（C）		544	681	1,343	
効果（億円）	利用便益		7,404	9,653	17,741	・事業期間の延長 ・マニュアル改訂による評価期間の延長 ・社会経済環境の変化（ゾーン内人口の増減、新規の競合公園の開設等）の反映
	環境便益		747	859	1,475	
	防災便益		1,146	1,193	2,080	
	合計（B）		9,298	11,706	21,296	
	（参考）算定要因	全体公園区域（ha）	121.2	121.2	121.2	
費用対効果分析結果（B/C）			17.08	17.20	15.86	

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】
- 「改訂第４版大規模公園費用対効果分析手法マニュアル（国土交通省都市局公園緑地・景観課）H29.4,H30.8 一部改訂」
- 都市公園事業は、都市環境の改善や防災性の向上を図ると同時に、自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションの場を提供することを目的とした事業である。費用対効果分析においては、直接的に公園を利用することによって生じる価値と、環境機能や防災機能といった間接的に公園を利用することによって生じる価値を便益とし、それに要する費用と比較して求めている。

【変動要因の分析】
- 誘致圏内の人口の増減、新規の競合公園の開設といった社会経済環境の変化、事業期間の延長、加えて大規模公園費用対効果分析手法マニュアルの改訂※に伴う計算方法の変更が影響して、費用便益比が微減している。

※大規模公園費用対効果分析手法マニュアルの改訂によって、従来の手法では人口・世帯数を全体供用年度以降は一律（変化せず）として算定していた方法が、全体供用年度以降、検討最終年度まで人口・世帯数の推移を推計・反映する方法に改められた。また、部分供用の開始から全体供用まで長期化する事業については、それぞれ効用（供用）が発生してから 50 年間のみの便益を計上する方法に改められた。さらに、GDP デフレーターを用いて物価変動による影響を除外した。

2) 貨幣価値化困難な効果の変化

【前々回評価時の状況】
- 愛知県地域防災計画において地区・地域・広域防災活動拠点、広域避難場所として位置づけられており、圏内での災害発生時の重要拠点として機能する。

【前回評価時の状況】
- 大きな変化はない。

【今回再評価時の状況】
- 平成 26 年度に NPO 等と協働による会議体（大高緑地コレカラ談話会）が設立し、地域の交流、地域活力を生み出す場として重要な役割を担っている。

【変動要因の分析】
- 特筆すべきものはない。

判定

A

A：事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。
B：事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。
C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。

【理由】
- 費用対効果分析結果が１を上回っているとともに、前回評価時と同様の事業効果が発現できる見通しであるため。

Ⅲ 対応方針（案）

継続	中止：上記①～③の評価で一つでもＣ判定があるもの。 継続：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後５年目）　□対象外

【事業完了後５年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

◇年間公園利用者数

◇公園利用満足度（アンケート）

Ⅴ 事業評価監視委員会の意見

名古屋都市計画緑地第 11 号大高緑地の対応方針（案）［事業継続］を了承する。

Ⅵ 対応方針

事業継続